



社会保険労務士法人 **勝又・高橋・吉田 事務所**

2020. 2 1 発行

協会けんぽ・介護保険料率の改定について

- ◆ 協会けんぽの健康保険料率と介護保険料率が3月分（4月納付分）から改定されます。岩手県の健康保険料率は2年続けての引き下げとなりますが、一方、介護保険料は0.06ポイント引き上げです。なお、雇用保険料率、労災保険料率に変更はありません。

	現行	2020年3月～		現行	2020年3月～
岩手県保険料率	9.80%	9.77%	介護保険料率	1.73%	1.79%
改定幅	—	△ 0.03ポイント	改定幅	—	+ 0.06ポイント

雇用保険料徴収が免除されている高齢者からの保険料徴収について

- ◆ 現在、昭和30年4月1日以前に生まれた雇用保険被保険者の方につきましては雇用保険料の徴収が免除されていますが、2020年4月分給与から年齢にかかわらず、すべての雇用保険被保険者から雇用保険料を徴収することになります。給与および賞与計算の際はご注意ください。
 なお、2020年度の労働保険年度更新の際には、昭和30年4月1日以前に生まれた雇用保険被保険者の方を雇用されている場合、雇用保険料の概算納付額が増加することになります。

労働保険料の口座振替について

労働保険料の納付について、2020年度第1期分から口座振替を希望される場合、2月25日が申込み期限となります。口座振替をご利用の場合、現金納付と比べ第1期分の納付期限が2か月ほど後になります。ご希望の事業所様は当事務所までご連絡下さい。

新卒者初任給・2020年度の昇給について

- ◆ 令和元年12月に公表された岩手労働局「岩手県の賃金統計 令和元年度」によりますと、平成30年岩手県の高卒新規学卒者初任給は、高卒男性153.3千円、高卒女性141.5千円で、男性については同統計で初めて15万円を超える金額となり、ここ数年続く人手不足、採用難が反映されているものと考えられます。
 2020年の賃上げにつきましては、昨年の2.18%（厚生労働省発表・民間主要企業の賃上げ調査）を下回り、「2.1%前後」「2%に届かない」とする賃金コンサルタントの予測が見られます。中国経済の先行き不透明感、消費税増税後の消費の落ち込み、最低賃金引上げによる中小企業経営圧迫などが理由として挙げられていますが、ここに来て、新型コロナウイルス流行の経済への影響も懸念されるところで、収束の気配がみられない場合、2%を下回るのではないかと予想されます。

〈岩手県の新規学卒者初任給〉

	高卒・男性	高卒・女性
平成30年	153.3千円	141.5千円

